国立大学法人琉球大学における障がいを理由とする差別の解消の推進 に関する教職員対応要領に係る留意事項

国立大学法人琉球大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領(以下「対応要領」という。)第6条及び第7条に定める留意事項については、以下のとおりとする。

## 第1 「不当な差別的取扱い」に関して(第6条関係)

「不当な差別的取扱い」であるかどうかの判断においては、その取扱いを行う正当な理由の有無が重要となる。正当な理由があるといえるためには、障がいを理由として行われる取扱いが、客観的にみて正当な目的の下に行われたものであって、その目的に照らしてやむを得ないといえることが必要であり、そのような正当な理由があるか否かは、対応要領第3条第2項のとおり、個別の事案ごとに、具体的な状況に応じて総合的・客観的な検討を行い判断すべきものである。

なお、「客観的」とは、その判断が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるということを意味する。また、「具体的な状況に応じて検討する」ことを要するのであるから、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるといった程度の検討では不十分であることに留意する必要がある。正当な理由がなく、「不当な差別的取扱い」に当たり得る例は、別紙1のとおりである。なお、掲げられている例はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意すること。

# 第2 「合理的配慮」に関して(第7条関係)

「合理的配慮」は、不特定多数の障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、様々な要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じ、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされるべきものである。また、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変遷することにも留意すべきである。

また、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、均衡を失した又は過重な負担を課すようなものは、「合理的配慮」には当たらず、そのような均衡を失した又は過重な負担に当たるか否かは、個別の事案ごとに、具体的な状況に応じて総合的・客観的な検討を行い判断すべきものである。

なお、「客観的」という意味については、第1に記載したとおりである。また、「具体的な状況に応じて検討した」といえるためには、対応要領第3条第4項に掲げる各号の要素等とともに、先に述べた当該障がい者が現に置かれている状況や、社会的障壁の除去のための手段及び方法についての様々な要素を十分に考慮する必要があることに留意する必要がある。

「合理的配慮」に関する例は、別紙2のとおりである。掲げられている例はあくまで も例示であり、ここに記載する例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること、 また、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意すること。

## 第3 「例」に関して

「不当な差別的取扱い」に関する例及び「合理的配慮」に関する例については、次のとおりである。

- 1. 例示する項目
- (1) 学生関係
- (2) 教育学部附属学校関係
- (3) 大学病院関係
- (4) その他
- 2「不当な差別的取扱い」に関する例(別紙1)
  - (1) 正当な理由がなく「不当な差別的取扱い」に該当すると考えられる例
  - (2) 正当な理由があるため、「不当な差別的取扱い」に該当しないと考えられる例
- 3「合理的配慮」に関する例(別紙2)
  - (1) 物理的環境への配慮の例
  - (2) 意思疎通の配慮の例
  - (3) ルール・慣行の柔軟な変更の例
  - (4) 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例
  - (5) 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例
  - (6) 合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例

## 「不当な差別的取扱い」に関する例

### 【学生関係】

- 1.正当な理由がなく「不当な差別的取扱い」に該当すると考えられる例
  - ○障がいがあることを理由に受験を拒否すること。
  - ○障がいがあることを理由に入学を拒否すること。
  - ○障がいがあることを理由に授業受講を拒否すること。
  - ○障がいがあることを理由に研究指導を拒否すること。
  - ○障がいがあることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
  - ○障がいがあることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること。
  - ○障がいがあることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること。
  - ○障がいがあることを理由に学生寮への入居を拒否すること。
  - ○障がいがあることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
  - ○手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できない からという理由で、障がいのある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を 拒否すること。
  - ○試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。
  - 障がいの種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、一律にあるいは漠然とした安全上の問題を理由に学内の施設利用を拒否又は制限すること。
- 2.正当な理由があるため、「不当な差別的取扱い」に該当しないと考えられる例
  - 実習において、アレルゲンとなる材料を使用するなど、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障がい者に対し、安全確保の観点から、アレルゲンとならない材料に代替し、別の部屋で実習を設定すること。

#### 【教育学部附属学校関係】

- 1.正当な理由がなく「不当な差別的取扱い」に該当すると考えられる例
  - ○学校事務窓口等での対応を拒否する、又は対応の順序を後回しにすること。
  - ○資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒むこと。
  - ○学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すること。
  - ○入学者選考者査等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該選考考査等 の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。
- 2.正当な理由があるため、「不当な差別的取扱い」に該当しないと考えられる例
  - 実習を伴う授業において、授業に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障がい特性のある児童・生徒に対し、安全確保の観点から、当該実習とは別の実習を設定すること。

### 【大学病院関係】

- 1.正当な理由がなく「不当な差別的取扱い」に該当すると考えられる例
  - ○障がいがあることを理由に窓口対応を拒否すること。

- ○障がいがあることを理由に窓口等での対応順序を劣後させること。
- ○障がいがあることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒否すること。
- ○障がいがあることを理由に説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること。
- ○事務・業務の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいがあることを理由に 来院の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けること。
- ○人的体制、設備体制が整っており、対応可能であるにもかかわらず、障がいがあることを理由に診療・入院・調剤等を拒否すること。
- ○正当な理由なく、身体障がい者補助犬を同伴することを拒否すること。
- ○医療の提供に際して必要な情報提供を行わないこと。
- ○正当な理由なく、診察室や病室の制限を行うこと。
- ○本人(本人の意思を確認することが困難な場合は家族等)の意思に反した医療の提供 を行うこと又は意思に沿った医療の提供を行わないこと。
- ○病院が行う行事等への参加や共用設備の利用を制限すること。
- ○本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話しかけること。
- ○大人の患者に対して、幼児の言葉で接すること。
- ○わずらわしそうな態度や、患者を傷つけるような言葉をかけること。
- ○診療等に当たって患者の身体への丁寧な扱いを怠ること。
- 2. 正当な理由があるため、「不当な差別的取扱い」に該当しないと考えられる例
  - ○手術室などの高い清浄度が求められる区域への身体障がい者補助犬の同伴を断ること。
  - ○障がいがあるため不随意に身体が動いてしまう患者に対して、安全確保の観点から、本人 に同意を取ったうえで、身体を固定して検査等を行うこと。

#### 【その他】

- 1.正当な理由がなく「不当な差別的取扱い」に該当すると考えられる例前記に掲げる例は共通的に示し得る例示を含むものであり、これ以外にも次のような取扱いを行うこと。
  - ○障がいがあることを理由に受付事務、窓口対応を拒否し、又は受付、対応の順序を後回しにすること。
  - ○障がいがあることを理由に施設やそのサービスの利用をさせないこと。
  - ○事務・業務の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいを理由に来学の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりすること。
- 2.正当な理由があるため、「不当な差別的取扱い」に該当しないと考えられる例
  - ○電動車椅子の利用者に対して、通常よりもイベントの参加や移動時間に時間を要する ことから、要員配置や関係者間の情報共有により所要時間の短縮を図ったうえで必要 最小限の時間を説明するとともに、イベントに間に合う時間に会場に来てもらうよう 依頼すること。

# 「合理的配慮」に関する例

### 【学生関係】

- 1. 物理的環境への配慮の例
  - ○車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡す こと。
  - ○図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用 できるように改善すること。
  - ○移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保 すること。
  - ○配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
  - ○障がい特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出 入口の付近に確保すること。
  - ○移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場 所に変更すること。
  - ○易疲労状態の障がい者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めると ともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時の休憩スペースを 設けること。

#### 2. 意思疎通の配慮の例

- ○授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パ ソコンノートテイク、補聴システムなどの必要な情報保障を行うこと。
- ○ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュ ニケーション上の配慮を行うこと。
- ○シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- ○聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を 付与して用いること。
- ○授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- ○事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- ○障がいのある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、授業内での指示や事務的な手続き・申請の手順を文字やイラスト等で視覚的に明示し、わかりやすく伝えること。
- ○間接的・抽象的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的・論理的な表現を使って説明すること。
- ○授業のディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、 テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- ○入学試験や定期試験において注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく文書や黒板 に書いて示すなど、視覚的な情報として伝達すること。

### 3. ルール・慣行の柔軟な変更の例

○入学試験や定期試験において、個々の学生等の障がい特性に応じて、試験時間を延長 したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用、休憩時間の調整等を認 めたりすること。

- ○成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟 な評価方法を検討すること。
- ○外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認める こと。
- ○大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間 を延長したりすること。
- ○移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更 すること。
- ○教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- ○教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- ○外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- ○実験・実習等において、障がいの特性により指示の伝達や作業の補助等が必要となる場合に、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- ○ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- ○授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること。
- ○不随意運動等により特定の作業が難しい障がい者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- ○感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッド フォン等の着用を認めること。
- ○体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、 期限の延長を認めること。
- ○教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- ○履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障がいによる 制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
- ○入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別 に行うこと。
- ○病気療養等で学習空白が生じる学生等に対して、ICT を活用した学習活動や補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- ○授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認める こと。
- ○視覚障がいや肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の 代筆による手続きを認めること。
- ○性同一性障がい者から、自己の呼称についての希望(「○○さん」、「○○くん」と呼ぶ こと、或いはフルネームではなく名字のみで呼ぶこと)があった場合に、これに応じ ること。
- 4. 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例
- 入学試験や定期試験等において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。
- 自由席で開講している授業において、弱視の学生等からスクリーンや板書等がよく見 える席での受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せ

ず、一律に「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。

- 視覚障がいのある学生が、点字ブロックの無い建物内や教室の移動に必要な支援を求める場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、履修登録や支援を断ること。
- 学生等が、支援者と共に更衣室を利用することを希望した場合に、空いている教室など代替施設を検討することなく、設備がないという理由で対応を断ること。

## 5. 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例

- オンライン授業の配信のみを行っている場合に、オンラインでの集団受講では内容の 理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた際、字幕や音声文字変換シ ステムの利用など代替措置を検討したうえで、対面での個別指導を可能とする人的体 制・設備を有していないことを理由に、当該対応を断ること。(事務・事業の目的・内 容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点)
- 図書館等において、混雑時に視覚障がいのある学生から職員等に対し、館内を付き添って利用の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、職員が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案すること(過重な負担(人的・体制上の制約)の観点)。
- 発達障がい等の特性のある学生から、得意科目で習得した単位を不得意な科目の単位 として認定してほしい(卒業要件を変更して単位認定をしてほしい)と要望された場 合、不得意科目における環境調整や受講方法の調整などの支援策を提示しつつ、卒業 要件を変更しての単位認定は、自大学におけるディプロマ・ポリシーに照らし、教育 の目的・内容・機能の本質的な変更にあたることから、当該対応を断ること。(事務・ 事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点)

#### 6. 合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例

- 障がい者差別解消の推進を図るための教職員への学内研修を実施(環境の整備)する とともに、教職員が、学生一人一人の障がいの状態等に応じた配慮を行うこと。(合理 的配慮)
- エレベーターの設置といった学内施設のバリアフリー化を進める(環境の整備)とと もに、肢体不自由のある学生等が、実験室等で実験実施の補助を必要とした際に、そ の補助を行うティーチングアシスタント等を提供すること。(合理的配慮)
- 障がいのある学生から申込書類への代筆を求められた場合に円滑に対応できるよう、 あらかじめ申込手続における適切な代筆の仕方について研修を行う(環境の整備)と ともに、障がいのある学生から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人 の意向を確認しながら担当者が代筆すること(合理的配慮)。
- オンラインでの申込手続が必要な場合に、手続を行うためのウェブサイトが障がいの ある学生にとって利用しづらいものとなっていることから、手続に際しての支援を求 める申出があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行う(合理的配 慮)とともに、以後、障がいのある学生がオンライン申込みの際に不便を感じること のないよう、ウェブサイトの改良を行うこと(環境の整備)。
- 講義等で、情報保障の観点から、手話通訳者を配置したり、スクリーンへ文字情報を 提示したりする(環境の整備)とともに、申し出があった際に、手話通訳者や文字情報が見えやすい位置に座席を設定すること(合理的配慮)。

## 【教育学部附属学校関係】

#### 1. 物理的環境への配慮の例

- ○管理する施設・敷地内において車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡すこと、 又上階への移動の際は、エレベーターの利用をすること。
- ○図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の児童・生徒等と同様 に利用できるように改善すること。
- ○移動に困難のある児童・生徒等のために、普段よく利用する教室に近い位置に送迎車等 の駐車場を確保すること。
- ○配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- ○障がい特性により、授業中、頻回に離席の必要がある児童・生徒について、座席位置を 出入口の付近に確保すること。
- ○移動に困難のある児童・生徒等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- ○易疲労状態の障がいのある児童・生徒からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の 確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時の 休憩スペースを設けること。
- ○聴覚過敏の児童・生徒のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、 視覚情報の処理が苦手な児童・生徒のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすな ど、個別の事案事に教室環境を変更すること。

#### 2. 意思疎通の配慮の例

- ○授業や実習、行事等のさまざまな機会において、手話、点字など様々なコミュニケー ション手段や分かりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- ○ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す児童・生徒のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- ○教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、児童・生徒等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- ○聞き取りに困難のある児童・生徒が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字 幕を付与して用いること。
- ○授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- ○事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- ○障がいのある児童・生徒で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印や イラスト等でわかりやすく伝えること。
- ○間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
- ○口頭の指示のみでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
- ○授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、 テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- ○入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく 紙に書いて伝達すること。

#### 3. ルール・慣行の柔軟な変更の例

○入学選考考査や定期試験において、個々の児童・生徒の障がい特性に応じて、試験時間 を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。

- ○障がいのある児童・生徒が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を 得た上で、当該児童生徒の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- ○成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟 な評価方法を検討すること。
- ○外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認める こと。
- ○学校、文化施設等において、板書やスクリーン等がよく見えるように、板書等に近い 席を確保すること。
- ○体育的行事(運動会等)や文化的行事(合唱祭等)において、移動に困難のある障がいのある児童・生徒を早めに入場させ席に誘導したり、車いすを使用する障がいのある児童・生徒の希望に応じて、決められた車椅子用以外の客席も使用できるようにすること。
- ○点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童·生徒のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡すこと。
- ○障がいのある児童生徒が参加している体験的活動や実験・実習等において、特別に ティーチングアシスタント等を配置すること。
- ○ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- ○授業中、ノートを取ることが難しい児童・生徒に、板書を写真撮影することを認めること。
- ○運動機能が低い児童・生徒に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール 運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における距離を短くし たり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。
- ○慢性的な病気等のために他の児童・生徒と同じように運動ができない児童生徒に対し、 運動量を軽減したり、代替え出来る運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解 し、過度に予防又は排除することなく、参加するための工夫をすること。
- ○治療等のために学習できない期間が生じる児童・生徒に対して補習を行うなど、学習 の機会を確保する方法を工夫すること。
- ○読み・書等に困難ある児童・生徒のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
- ○発達障がい等のため、人前で発表の困難な児童・生徒に対し、代替え措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。
- ○性同一性障がいのある児童・生徒から、自己の呼称についての希望(「○○さん」、「○○くん」と呼ぶこと、或いはフルネームではなく名字のみで呼ぶこと)があった場合に、これに応じること。

#### 4. 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例

- 入学試験や定期試験等において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。
- 自由席で実施している授業において、弱視の児童・生徒からスクリーンや板書等がよく見える席での受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せず、一律に「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。
- 視覚障がいのある児童・生徒が、点字ブロックの無い建物内や教室の移動に必要な支援を求める場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。

- 児童・生徒が、支援者と共に更衣室を利用することを希望した場合に、空いている教室など代替施設を検討することなく、設備がないという理由で対応を断ること。
- 5. 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例
  - オンライン授業の配信のみを行っている場合に、オンラインでの集団受講では内容の 理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた際、字幕や音声文字変換シ ステムの利用など代替措置を検討したうえで、対面での個別指導を可能とする人的体 制・設備を有していないことを理由に、当該対応を断ること。(事務・事業の目的・内 容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点)
  - 図書館等において、混雑時に視覚障がいのある児童・生徒から職員等に対し、館内を付き添って利用の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、職員が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案すること(過重な負担(人的・体制上の制約)の観点)。
- 6. 合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例
  - 障がい者差別解消の推進を図るための教職員への学内研修を実施(環境の整備)する とともに、教職員が、児童・生徒一人一人の障がいの状態等に応じた配慮を行うこと。 (合理的配慮)
  - 障がいのある児童・生徒から申込書類への代筆を求められた場合に円滑に対応できるよう、あらかじめ申込手続における適切な代筆の仕方について研修を行う(環境の整備)とともに、障がいのある児童・生徒から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人の意向を確認しながら担当者が代筆すること(合理的配慮)。
  - 授業等で、情報保障の観点から、手話通訳者を配置したり、スクリーンへ文字情報を 提示したりする(環境の整備)とともに、申し出があった際に、文字情報が見えやす い位置に座席を設定すること(合理的配慮)。

#### 【大学病院関係】

- 1. 物理的環境への配慮の例
  - ○車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡す こと。
  - ○配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
  - ○目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、左右・ 前後・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりすること。
  - ○障がい特性により、頻回に離席の必要がある場合に、座席位置を出入口の付近に確保 すること。
  - ○疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申し出があった際は、休憩室の確保に 努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、当該障がい者に事情を説明し、対応窓 口の近くに長いすを置いて臨時の休憩スペースを設けること。
  - ○不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がい者等に対し、職員が書類を 押さえたり、バインダー等の固定器具を提供すること。

## 2. 意志疎通の配慮の例

○筆談、読み上げなどのコミュニケーション手段を用いること。

- ○意志疎通が不得意な障がい者に対し、絵カード等を活用して意志を確認すること。
- ○駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモして渡すこと。
- ○書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達すること。
- ○比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明 すること。
- ○知的な障がいを有する者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明 し、内容が理解されたことを確認しながら応対すること。また、なじみのない外来語 はさける、漢数字は用いない、時刻は24時間標記ではなく午前・午後で標記するな どの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡すこと。

## 3. ルール・慣行の柔軟な変更の例

- ○順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替えること。
- ○立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障がい 者の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- ○病院の敷地内において、車両乗降場所を施設出入り口に近い場所へ変更すること。
- ○他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、 当該障がい者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備すること。
- ○性同一性障がい者から、自己の呼称についての希望(「○○さん」、「○○くん」と呼ぶこと、或いはフルネームではなく名字のみで呼ぶこと)があった場合に、これに応じること。

### 4. 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例

○弱視の患者から書類の代筆を頼まれた場合に、「特別扱いはできない」という理由で対応 を断ること。

#### 5. 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例

- ○障がいのある患者から、外来受付が混雑していることを理由に受付を早めるよう求められたときに、早めることは出来ないが職員が代わりに列に並び、受付を行うことが出来ることを提案すること。
- ○院内の食堂において、食事介助等を求められた場合に、当該食堂が当該業務を事業の一環として行っていないことから、その提供を断ること。
- ○他人との接触や大人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、 当該障がい者に説明の上、施設の状況に応じて個室等を準備すること。

## 6. 合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例

- ○車椅子利用者が、書類の記入をしやすいよう、車椅子用記載台を設置すること。
- ○聴覚に障がいのある患者から要望がある場合に、診察の順番が来たことが分かるよう、 振動する呼出器の貸出しを行うこと。

#### 【その他】

前記に掲げる例は共通的に示し得る例示を含むものであり、これ以外にも次のような配慮を行う。

## 1. 物理的環境への配慮の例

- ○災害や事故が発生した際に、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴 覚に障がいのある者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導す ること。
- ○障がい特性により、受講中、頻回に離席の必要がある受講者について、座席位置を出 入口の付近に確保すること。

#### 2. 意志疎通の配慮の例

- ○障がいを有する者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。
- ○筆談、要約筆記、読み上げなどのコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明すること。

## 3. ルール・慣行の柔軟な変更の例

- ○板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。
- ○必要に応じて、事務手続きの祭に、職員等が必要書類の代筆を行うこと。
- ○移動に困難のある障がい者を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障が い者の希望に応じて、決められた車椅子用以外の席も使用できるようにしたりするこ と。

## 4. 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例

○ 視覚障がいのある者が、点字ブロックの無いイベント会場内の移動に必要な支援を 求める場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を 検討せず、参加や支援を断ること。

## 5. 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例

○ 図書館等において、混雑時に視覚障がいのある利用者から職員等に対し、館内を付き添って利用の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、職員が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案すること(過重な負担(人的・体制上の制約)の観点)。

## 6. 合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例

- 障がいのある教職員や利用者等から申込書類への代筆を求められた場合に円滑に対応できるよう、あらかじめ申込手続における適切な代筆の仕方について研修を行う(環境の整備)とともに、障がい者から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人の意向を確認しながら担当者が代筆すること(合理的配慮)。
- オンラインでの申込手続が必要な場合に、手続を行うためのウェブサイトが障がい者 にとって利用しづらいものとなっていることから、手続に際しての支援を求める申出 があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行う(合理的配慮)とと もに、以後、障がい者がオンライン申込みの際に不便を感じることのないよう、ウェ ブサイトの改良を行うこと(環境の整備)。
- 式典等で、情報保障の観点から、手話通訳者を配置したり、スクリーンへ文字情報を 提示したりする(環境の整備)とともに、申し出があった際に、手話通訳者や文字情報が見えやすい位置に座席を設定すること(合理的配慮)。